

## 問5 (1)

この問題は、「健康管理手帳」の知識を問う問題である。現在健康管理手帳の交付対象となっている業務は、発がん性のある物質を取り扱う業務、じん肺の症例がある業務を中心に12ある（反対に言えば、発がん性のないもの、じん肺の症例がないものは対象外とあたりを付ける）。対象となる取り扱い物質と要件（従事年数など）を全て暗記する必要はない。代表的なものを押さえておく程度に留めておく。

## 重要ポイント

代表的な交付対象業務を確認しておく。

- ① ベンジジン（ベンゼンとは違う）、β-ナフチルアミン……3か月以上
- ② 粉じん……じん肺管理区分が管理二もしくは管理三
- ③ 石綿……10年以上、または解体作業に1年以上かつ初めてばく露した日から10年以上経過、あるいは両肺野に石綿による不整形陰影・胸膜肥厚のいずれかがあること

法令：安衛法第67条、安衛令第23条、安衛則第53条

関連問題：H28.4.問7

## 関連するポイント

参考までにながめておきたい対象業務（安衛法第67条、安衛令第23条、安衛則第53条）

- ① コークス炉に接して、コークスを製造する業務……5年以上
- ② ベリリウム……両肺野にベリリウムによるび漫性の結節性陰影がある者
- ③ クロム酸、重クロム酸、塩化ビニル……4年以上

問6 屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合の措置として、有機溶剤中毒予防規則上、正しいものは次のうちどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 作業場所に設ける局所排気装置について、外付け式フードの場合は最大で0.4m/sの制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- (2) 作業中の労働者が有機溶剤等の区分を容易に知ることができるよう、容器に青色の表示をする。
- (3) 作業場における空気中の有機溶剤の濃度を、1年以内ごとに1回、定期的に、測定する。
- (4) 作業場所に設けたプッシュプル型換気装置について、1年を超える期間使用しない場合を除き、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行う。
- (5) 作業に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤等健康診断を行う。